

小郡市地域ケア会議設置要綱（案）

小郡市地域ケア会議設置要綱（平成12年小郡市告示第9号）の全部を改正する。

（設置及び目的）

第1条 この要綱は、在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者が、介護予防及び在宅支援の観点から各種の保健又は福祉サービスを効果的に受けられるようにするため、保健、福祉、医療等の実務職員により、予防サービスの総合調整及び地域ケアの連絡調整を行うための小郡市地域ケア会議（以下「ケア会議」という。）を設置し、その組織及び運営その他必要な事項を定め、もって地域の高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 ケア会議は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）地域型在宅介護支援センターの支援及び統括
- （2）介護予防及び生活支援サービスの調整
- （3）介護サービス機関の指導及び支援
- （4）老人ホームへの入所措置に関する事項
- （5）その他必要な事項



- （1）高齢者福祉サービス・介護サービスの利用調整
- （2）困難事例の検討
- （3）老人ホームへの入所措置に関する事項
- （4）その他必要な事項

（組織）

第3条 ケア会議は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委員として委嘱する。

- （1）小郡三井医師会代表
- （2）民生委員代表 2名 → 1名
- （3）介護老人福祉施設代表
- （4）養護老人ホーム代表
- （5）介護老人保健施設代表
- （6）久留米保健福祉環境事務所代表
- （7）社会福祉協議会代表
- （8）市保健師代表
- （9）在宅介護支援センター 4名 → 2名
- （10）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 ケア会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、ケア会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係機関から意見を聴くことができる。

(議事の報告)

第7条 ケア会議は、第2条第4号に関する判定会議を行う場合は、別に定める「老人ホーム入所措置の基準」に基づき判定を行うものとする。

- 2 委員長は、前項の判定を行った場合は、その結果を書面により市長に報告しなければならない。

(回議)

第8条 委員長は、会議を招集するいとまがないとき、その他必要と認めるときは、委員会に付議すべき事案について、回議により行うことができる。

(プライバシーの保護)

第9条 委員は、会議において知り得た個人のプライバシーの保護について、十分に配慮しなければならない。

(庶務)

第10条 ケア会議の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(小郡市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の廃止)

- 2 小郡市老人ホーム入所判定委員会設置要綱は、廃止する。

小郡市保健福祉部

介護保険課長 野 上 知 則

〒838-0198 福岡県小郡市小郡255-1
TEL(0942)72-2111(内451)
FAX(0942)73-4466